

岐阜県情報共有システム運用要領 新旧対照表

岐阜県情報共有システム運用要領

内容	新	旧
	内容	内容
第6条 利用できるシステムの要件	(1) 国土交通省が定める「工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件」の(Rev.5.4)の要件を満たすこと。	(1) 国土交通省が定める「工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件」の(Rev.5.1)の要件を満たすこと。
附則	<u>この要領の一部改正は、令和5年4月1日より施行する。</u>	この要領の一部改正は、令和3年4月12日より施行する。

内容	新	旧				
	内容	内容				
別表 1	(契約関係書類) <table border="1" data-bbox="600 427 1196 475"> <tr> <td>再下請通知書</td> <td>第 18-1 号様式</td> </tr> </table>	再下請通知書	第 18-1 号様式	(工事書類) <table border="1" data-bbox="1279 427 1874 475"> <tr> <td>再下請通知書</td> <td>第 18-1 号様式</td> </tr> </table>	再下請通知書	第 18-1 号様式
再下請通知書	第 18-1 号様式					
再下請通知書	第 18-1 号様式					